

新し〜公判に因りし〜

85. 2. 21 ~

*主張し〜

(憲法論〜判例の転用)

監置に続く逮捕〜拘留〜起訴は一事不再理の原則に反する。↑

事実誤認に及ぶ不当な政治的起訴

中尾氏の参加申立を却下する行為

(意図的) 例: 松下の文書提出行為を公訴ととらえる。

松下の 5. 4. 9. 4. 1 事件との連続性により断る。

(= 5. 4. 7. 2. 15 事件との政治的起訴)

↓ 公訴事件に相当する。

(検察側証拠は成立は認め、立証趣旨は不同意) (一方的に特別抗告を受理する)

* 疑念を〜求釈明

執行停止の旨

○ 判決の言渡しは及んだ、に及んだ、と 裁判官〜被告の主張性

午前 10:10 頃の松下の行為に及ぶと認めらるるか?

即時抗告(異議)

申立書提出

この申立書段 一審判決(口頭弁論理由)

○ 書記官が、無知の故に松下の行為を「抗議」として取り扱った。

提出を阻止したと、紙片AとBの散らばりについて、松下の排除

と認めらるるに違いない、2530頃の

紙片E 松下は控訴人等が認めらるる時

再入場した裁判官が「2530頃の判決の言渡し

を及ぶと認めらるる、と認めらるる(10:30頃)

その偽証を批判して、書記官の申立書と異なり、被告の行為を

平た。(才、抗訴書の命令を中止した)

松下の抗語と認めらるる(カ、決定は正確)

一部の人等が認めらるる

○ ∴ 10:10 > 頃の松下の行為を併合して < 2530頃の > と認めらるる。

後者のための告訴〜起訴、中尾被告の行為人等が起訴状の構成

成立せず。5. 15 ~ 年頃の松下への政治的起訴の契機と

及ぶと認めらるるに他ならない。

判決文の被控訴人等の手続、松下への送達は不可能ではな

判例 36, 37, 38 の法的応用

松下

01-14 ETC

* 裁判所側の奇妙な出来事

10:10 松下、中庭で下山と廊下へ排除した。

書記官、近衛、警備員、各自の判断で...

(裁判官は退避しており、二人への退避、拘束命令を出す直前の混乱状態にあり、と見られる。)

→ 教片下に降りしきりし頃、二人は、背後へ自己史の打撃に、原因不明に倒れた。

→ 破れかけ、脚裏の力加減、二人は倒れた。

→ 下半身、とて身振りの反動運動。

(16枚推定)

「アアアアア」騒音

近衛は、教片下を降りる際に控訴人席へ案内

10:30 松下の退避拘束後、中庭で二人は廊下側へ退避した。

警備員は、「おどろかす」として二人へ近づいた。

中庭で二人は、松下の運命を待たせようとした。

裁判官の拘束命令が出て、地下の拘束室へ。

* 12.25 告発までに何が起きたか?

○ 監査決定に対する松下の反論(異議)申立て、受け付け(?!).

↓ 出た裁判官は、事態の経過にどう対応するかの判断は?

監査

○ 松下の同僚の調査へ向う合せ、遂に最高裁で合意の機情が示唆され、と見られる。

12.24に於いて、大阪高裁の裁判官が松下の同僚に...

に面して、1.8に監査の決定を知らせた。次回期日は...

1.31に松下の自決の意思が示された。と見られる。

これは重要であり、この段階で既に、告発～起訴～長期拘留...

～の路線は司法権力中核を突き、二人は退避したか?

(裁判～起訴～監査の下管と、二人の経過の報告)

* とはいかにいふか?

① ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(制度) (空間化)

文明論としての

戦後の制裁裁判 ~ 憲法の過程への批判

大学時代の

参加問題の背後にある法學組織論の展開

現在 - 未来

各主体の全行 - 2 の対象化 ~ 止揚

があるからとて、これは一審法廷で決まるといえる場合がある

からなると、とくに法廷で、とくに限定はしなく、むしろ短期間の

終了させる方針をとり得る。(構造として向背の持たざる力関係の

中、及びその機軸性 ~ 振幅をとり得るから)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(刑事) (民事)

(評)

が審理されるが、その結果を合意、専断地 ~ 高裁才 1 次訴訟判決の

専断地裁、刑事として審理を山分けするものである。力に余ることは

全行の憲法 ~ 制裁裁判の関連

~ 山分けの

~ 山分け

(書証を)

(内へを)

・ 自覚的である

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

= Werfer → 7-70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

人が追求して行い、

* ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

法的に ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

専断地 ~ 高裁への参加人に与えられるべき想定して

が ~ / ~ 人の証人 (諸水早子作理の注意人)

専断地 ~ 2.21 ~ 付受領に因る申立書参照

